

利用料等一覧表

<入所>

1. 介護保健施設サービス費(Ⅰ)

(i) 個室		(iii) 多床室	
要介護1	714単位/日	要介護1	788単位/日
要介護2	759単位/日	要介護2	836単位/日
要介護3	821単位/日	要介護3	898単位/日
要介護4	874単位/日	要介護4	949単位/日
要介護5	925単位/日	要介護5	1003単位/日
外泊(1月に6日限度:初日及び最終日は非該当)		362単位/日	

2. 加算

栄養マネジメント強化加算	11単位/日	
経口移行加算	28単位/日	
経口維持加算Ⅰ(1月につき)	400単位/月	
経口維持加算Ⅱ(1月につき)	100単位/月	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	
療養食加算(1日3食を限度)	6単位/回	
初期加算(入所より30日以内の期間)	30単位/日	
夜勤職員配置加算	24単位/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33単位/月	
自立支援促進加算	300単位/月	
短期集中リハビリテーション実施加算	入所後3ヶ月以内	240単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		240単位/日
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	
排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月	
排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月	
排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月	
排せつ支援加算(Ⅳ) 経過措置	100単位/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ) 経過措置	10単位/月	
再入所時栄養連携加算	200単位/月	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	100単位/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240単位/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100単位/回	
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450単位/回	
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480単位/回	
退所時情報提供加算	500単位/回	
入退所前連携加算(Ⅰ)	600単位/回	
入退所前連携加算(Ⅱ)	400単位/回	
試行的退所時指導加算	400単位/回	
老人訪問看護指示加算	300単位/回	

3. 居住費および食費

利用者負担段階	居住費		食費
	個室	多床室	
第1段階	490円/日	0円/日	300円/日
第2段階	490円/日	370円/日	390円/日
第3段階	1,310円/日	370円/日	650円/日
第4段階	1,815円/日	583円/日	1,715円/日

ターミナルケア加算(45~31日迄)	80単位/日
ターミナルケア加算(4~30日迄)	160単位/日
ターミナルケア加算(2~3日迄)	820単位/日
ターミナルケア加算(死亡日)	1,650単位/日
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60単位/月
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ	34単位/日
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅱ	46単位/日
所定疾患施設療養費Ⅰ(肺炎・尿路感染・帯状疱疹)	239単位/日
所定疾患施設療養費Ⅱ(肺炎・尿路感染・帯状疱疹)	480単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算(入所から7日以内)	200単位/日
認知症情報提供加算	350単位/回
地域連携診療計画情報提供書加算	300単位/日
安全対策体制加算(入所時に1回限定)	20単位/回
緊急時治療管理(1月に1回、3日限度)	511単位/回
特定治療：老人医科診療報酬点数表による	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(所定単位数に3.9%を乗じる)	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(所定単位数に2.1%を乗じる)	

4. 利用料(※印は税込みの金額です)

日用消耗品費(シャンプー、おしぼり等)	220円/日
教養娯楽費(レクリエーション費等)	220円/日
行事参加費(誕生会・お花見会・納涼祭・クリスマス会等)	330円/日
個室料 ※	2,200円/日
2床室料(1人分額1,100円) ※	2,200円/日
理美容代(カットのみ)	2,000円/回
理美容代(カット、髭剃り)	2,500円/回
健康診断書料 ※	11,000円/枚
電気代(1製品につき) ※	110円/日

※負担割合1割:合計単位×1.014(地域区分)
 2割:合計単位×2×1.014(地域区分)
 3割:合計単位×3×1.014(地域区分)

*利用者負担段階 第1段階～第3段階の方には負担限度額が設定され、居住費・食費の負担が低く抑えられています

利用者負担段階	対象者
第1段階	・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受給している方
第2段階	市町村民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	市町村民税非課税世帯であって、第二段階以外の方
第4段階	上記以外の方